

工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領

(平成19年4月16日 07財務部通知第1号)

(目的)

第1条 この通知は、情報通信研究機構契約事務細則(04細則第22号)第53条の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。)及びこれに関連する調査、測量、設計、施工監理業務等(以下「工事等」という。)の契約の適正な運用を確保するため、機構が発注する工事等の競争入札に参加する者として必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 総務系理事は、有資格者が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者に対して指名停止を行うものとする。

二 契約担当(独立行政法人情報通信研究機構会計規程(04規程第10号)第7条第1項第1号及び第4号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、前項の規定により指名停止が行われた有資格者を工事等の契約のために指名してはならない。ただし、当該指名停止が工事等の競争入札の開札開始後に行われたものである場合は、以降の契約手続きを続行できるものとする。

三 契約担当は、第1項の規定により指名停止が行われた有資格者を現に指名している場合は、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 総務系理事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

二 総務系理事は前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

三 総務系理事は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止が行われた有資格者

を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

四 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の最も短い期間(以下「短期」という。)及び最も長い期間(以下「長期」という。)とする。

二 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

1 別表各号のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号のいずれかの措置要件に該当することとなった場合。

2 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなった場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 総務系理事は、指名停止の措置要件に該当した有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

四 総務系理事は、指名停止の措置要件に該当した有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

五 総務系理事は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

六 総務系理事は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 総務系理事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めると

ころにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 1 談合情報を得た場合、又は機構職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が出されたにも関わらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号又は第9号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）又は有資格者の役員若しくはその支店又は営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- 2 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号、第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間
- 3 機構又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号、第7号、第8号又は第9号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 総務系理事は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1、別紙様式第2又は別紙様式第3により通知するものとする。

二 総務系理事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が機構の発注する工事等の契約に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約等の相手方の制限)

第7条 契約担当は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事及び特殊技術を要する工事を発注する場合のほか、特に止むを得ない事由があり、あらかじめ総務系理事の承認を受けたときは、この限りでない。

二 契約担当は、指名停止の期間中の有資格者について、一般競争入札の参加を認めないものとする。ただし、当該指名停止が一般競争入札の開札開始後に行われたものである場合は、第2条第2項ただし書きの規定を準用するものとする。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当は、指名停止期間中の有資格者が機構の発注する工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。ただし、当該有資格者が指名停止の期間の開始前に下請し、又は工事完成保証人となっている場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 総務系理事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対して書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この通知は、平成19年5月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条、第 4 条、第 5 条関係)

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間 (当該認定をした日から起算)
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構の発注する工事等の請負契約に係る競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 機構と締結した工事等の請負契約の実施にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき (瑕疵が軽微であると認められるときを除く) 。</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>3 他の公共機関等が発注する工事 (以下「一般工事」という。) の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 3 月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、機構が発注する工事等の履行にあたり、以下に該当する契約の違反行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行遅滞があったとき。</p> <p> ア 2 月以上の履行遅滞</p> <p> イ 1 月以上 2 月未満の履行遅滞</p> <p>(2) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	<p>2 月以上 4 月以内</p> <p>2 週間以上 2 月以内</p>

<p>ア 公害および危険防止対策不良 イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良 (3) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>2週間以上2月以内 2週間以上1月以内 2週間以上1月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 機構発注工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1月以上6月以内 1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 機構発注工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上4月以内 2週間以上2月以内</p>

別表第 2 (第 2 条、第 4 条、第 5 条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、機構職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 有資格者の使用人で、イに掲げる以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 月以上 1 2 月以内</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 有資格者が自己の行う業務に関して、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。ただし、次号に掲げる場合を除く。</p>	<p>当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内</p>
<p>4 機構と締結した工事等の請負契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 月以上 1 2 月以内</p>
<p>5 他の公共機関の職員が締結した工事の請負契約に関</p>	<p>刑事告発を知った日から</p>

<p>し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>6 他の公共機関の職員が締結した工事の契約に関し、一般役員又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内</p>
<p>7 機構と締結した工事等の請負契約に関し、一般役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>8 他の公共機関の職員が締結した工事の請負契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>9 機構と締結した工事等の請負契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p>	
<p>10 有資格者が建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。ただし、次号に掲げる場合を除く。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>11 機構と締結した工事等の請負契約に関し、建設業法に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格者が自己の行う業務に関して、不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
--	---

別紙様式第 1 (第 6 条関係)

記 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

総務系理事名 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が (の) ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善処置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

以上

(注)

- 1 には措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 は第 6 条第 2 項の適用がある場合に使用する。
- 3 には指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式第2（第6条関係）

記 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 殿

総務系理事名 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指
名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

以上

別紙様式第3（第6条関係）

記 番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 指 名 殿

総務系理事名 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除
したので通知する。